

聖学院大学 新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン 2020.12.2改訂

レベル	社会・地域・環境	授業	学生のキャンパス立入		課外活動
			キャンパスへの立入について	キャンパス立入に関する注意 ※教職員、外来者にも準用	
レベル：0 (ブルー)	ワクチン開発、集団免疫	通常	通常	通常	通常
レベル：1 (グリーン) 制限-低	ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	<p>① 原則対面授業</p> <p>② 教室の収容人数の50%以下に受講者を限定し、可能な限り対面授業を実施する。感染に配慮し、原則1m以上前後左右で間隔を空けて着座する。</p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>① 感染予防に努め、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p> <p>② 対面授業は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長（大学院は研究科長）の了解を得てから行うこと。</p>	<p>予約制立入（対面授業及びイベント参加を含む）</p> <p>キャンパス立入時の遵守事項確認と実施。</p> <p>キャンパス立入について</p> <p>① 対面授業及びイベント参加（事前申込済）による立入は可とする。</p> <p>② 授業やイベント以外の立入は、対応部署への予約を必要とする。</p> <p>※原則として、授業、イベント等で来校した学生が、立ち寄る部署へ電話等で連絡を入れたうえで、立ち寄ることは可とする。</p> <p>※図書館については、予約なしの利用を可とする。</p> <p>注意事項：</p> <p>① 感染予防に最大限の配慮し、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施すること。</p> <p>② イベントの場合、委員会、部会等の長の了解を得てから行うこと。</p> <p>③ 予約者に対し、キャンパス立入に関する注意事項を伝え、遵守するよう指導すること。</p> <p>④ 参加者を記録すること。</p> <p>⑤ 教室・会場等の使用状況の管理を行うこと。</p>	<p>キャンパス立入禁止の方（レベル1～3共通）</p> <p>① 新型コロナウイルス感染者（陽性者）</p> <p>② 新型コロナウイルス感染者（陽性者）との濃厚接触者 ※同居者が濃厚接触者で、PCR検査中の場合も含む</p> <p>③ 発熱等の風邪症状（新型コロナウイルス感染症疑いの症状等）がある方</p> <p>④ 海外渡航歴があり、帰国後14日間の自宅待機を要請されている方</p> <p>キャンパス立入の際の遵守事項（レベル1～3共通）</p> <p>① 自宅で必ず検温をし、発熱等の風邪症状がないか確認後、来校のこと。体調が悪い時は決して無理をせず、外出を控えること。</p> <p>② キャンパス内では、マスクを着用のこと。</p> <p>③ 建物に入る際は、入口に設置されているアルコール手指消毒剤で消毒をすること。</p> <p>④ 体温チェックカメラが設置された教室棟では、入口で体温を計測してから入館すること。また、各部署において検温することがある。</p> <p>⑤ 流水と石けんによるこまめな手洗いをすること。また、ハンカチやタオルを持参のこと。</p> <p>⑥ キャンパス内では常に3密（密閉・密集・密接）を避け、ソーシャルディスタンス（1m以上）を守ること。</p> <p>⑦ 来校前などは、「健康観察表」及び「行動記録表」などを使いながら、各自健康管理を徹底すること。</p> <p>⑧ その他、教職員の指示がある場合は指示に従うこと。</p> <p>⑨ キャンパス内で体調が悪くなった時は、すみやかに保健室に行くこと。</p> <p>*以上の事が守られない時は、キャンパスへの立入を拒否することがある。</p>	<p>対面による活動は原則不可（レベル1～3共通）</p> <p>① 対面による課外活動は原則不可とする。（ただし、指定強化部である陸上部を除く）</p> <p>② 学生支援課の許可を得た団体に限り、オンラインの活動（アカウントの作成、勧誘等）を認める。活動にあっては、個人情報の取り扱いおよびインターネット上のトラブルには十分注意すること。</p> <p>③ 対面授業が実施される週の指定された日時（土曜日を除く）において、感染防止対策の徹底を図ること、顧問・指導者の引率が付くこと等の条件の下、学生支援課の許可を得た団体に限り、一部対面での実施を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p> <p>対面による活動実施時の注意事項：</p> <p>① 感染予防に最大限の配慮し、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施すること。</p> <p>② 学生支援課および顧問等の了解を得てから行うこと。</p> <p>③ 参加者は、キャンパス立入に関する注意事項を確認し、遵守すること。</p> <p>④ 主催者は、学生支援課へ参加者名簿を報告すること。</p> <p>⑤ 学生支援課は、教室・会場等の使用状況および参加者名簿の管理を行うこと。</p>
レベル：2 (イエロー) 制限-中	ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<p>① 基本対面授業</p> <p>② 教室の収容人数の50%以下に受講者を限定し、学部・学科が開講可能と判断する対面授業を実施する。感染に配慮し、原則1m以上前後左右で間隔を空けて着座する。なお、<u>学生が健康上の不安を抱える場合、対面授業への出席は問わず、他の方法をもって授業参加を認めることとする</u></p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>① 感染予防に努め、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p> <p>② 対面授業は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長（大学院は研究科長）の了解を得てから行うこと。</p>	<p>予約制立入（対面授業及びイベント参加を含む）</p> <p>キャンパス立入時の遵守事項確認と実施。</p> <p>キャンパス立入について（レベル2・3共通）</p> <p>① 対面授業及びイベント参加（事前申込済）による立入は可とする。</p> <p>② 授業やイベント以外の立入は、対応部署への予約を必要とする。</p> <p>※予約のない方の対応はしない。原則として、予約した部署（授業・イベント参加を含む）以外への立ち寄り等は禁止とする。</p> <p>注意事項：</p> <p>① 感染予防に最大限の配慮し、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施すること。</p> <p>② イベントの場合、委員会、部会等の長の了解を得てから行うこと。</p> <p>③ 予約者に対し、キャンパス立入に関する注意事項を伝え、遵守するよう指導すること。</p> <p>④ 参加者を記録すること。</p> <p>⑤ 教室・会場等の使用状況の管理を行うこと。</p>	<p>① 自宅で必ず検温をし、発熱等の風邪症状がないか確認後、来校のこと。体調が悪い時は決して無理をせず、外出を控えること。</p> <p>② キャンパス内では、マスクを着用のこと。</p> <p>③ 建物に入る際は、入口に設置されているアルコール手指消毒剤で消毒をすること。</p> <p>④ 体温チェックカメラが設置された教室棟では、入口で体温を計測してから入館すること。また、各部署において検温することがある。</p> <p>⑤ 流水と石けんによるこまめな手洗いをすること。また、ハンカチやタオルを持参のこと。</p> <p>⑥ キャンパス内では常に3密（密閉・密集・密接）を避け、ソーシャルディスタンス（1m以上）を守ること。</p> <p>⑦ 来校前などは、「健康観察表」及び「行動記録表」などを使いながら、各自健康管理を徹底すること。</p> <p>⑧ その他、教職員の指示がある場合は指示に従うこと。</p> <p>⑨ キャンパス内で体調が悪くなった時は、すみやかに保健室に行くこと。</p> <p>*以上の事が守られない時は、キャンパスへの立入を拒否することがある。</p>	<p>① 対面による課外活動は原則不可とする。（ただし、指定強化部である陸上部を除く）</p> <p>② 学生支援課の許可を得た団体に限り、オンラインの活動（アカウントの作成、勧誘等）を認める。活動にあっては、個人情報の取り扱いおよびインターネット上のトラブルには十分注意すること。</p> <p>③ 対面授業が実施される週の指定された日時（土曜日を除く）において、感染防止対策の徹底を図ること、顧問・指導者の引率が付くこと等の条件の下、学生支援課の許可を得た団体に限り、一部対面での実施を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p> <p>対面による活動実施時の注意事項：</p> <p>① 感染予防に最大限の配慮し、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施すること。</p> <p>② 学生支援課および顧問等の了解を得てから行うこと。</p> <p>③ 参加者は、キャンパス立入に関する注意事項を確認し、遵守すること。</p> <p>④ 主催者は、学生支援課へ参加者名簿を報告すること。</p> <p>⑤ 学生支援課は、教室・会場等の使用状況および参加者名簿の管理を行うこと。</p>
レベル：3 (オレンジ) 制限-高	ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<p>① 原則オンライン授業</p> <p>② 教室の収容人数の50%以下に受講者を限定し、実習・演習・実技等、指導上実施する必要がある場合のみ、対面授業を実施する。感染に配慮し、原則1m以上前後左右で間隔を空けて着座する。なお、<u>学生が健康上の不安を抱えている場合、対面授業への出席は問わず、他の方法をもって授業参加を認めることとする。</u></p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>① 対面授業を行うか否かは、教員の判断とする。</p> <p>② 感染予防に努め、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p> <p>③ 対面授業は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長（大学院は研究科長）の了解を得てから行うこと。</p>	<p>原則学内立入禁止</p> <p>*入試等のイベントの場合は除く。</p>	<p>原則来校なし（学生への周知は無し）</p>	<p>全ての課外活動を禁止する。</p>
レベル：4 (レッド) 構内活動の原則停止	ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	オンライン授業のみ実施	原則学内立入禁止 *入試等のイベントの場合は除く。	原則来校なし（学生への周知は無し）	全ての課外活動を禁止する。